

2015年4月1日

千葉県内で活動する審判員の皆様へ

(公社) 千葉県サッカー協会第4種委員会
審判部長 並木克之

千葉県内4種大会における

『ペナルティーマークからのキック時のゴールキーパーの服装について』の 規則適用の変更について

『ペナルティーマークからのキック時のゴールキーパーの服装について』の通達が、2007年9月13日付で日本サッカー協会審判委員会から出され、それに基づいて千葉県内の4種大会においては運用されてきました。

しかし、これまでの運用の実態を見ると、一日に7～8試合という試合数を消化しなければならない4種の大会では、戦術的目的であってもそうでなくても、FPがGKとなって“PK戦”を進める際に、服装を整えるためにかなり時間がかかってしまい、試合を進める上で大きく影響を及ぼしていることが分かりました。

そこで、審判部ではこの規則を見直すこととし、適用にあたっては下記のように一部変更して運用することとしますので、ご承知ください。

なお、このきまりは「千葉県内の4種関連の試合だけに適用」するものとしますので、誤解の無いようお願いいたします。

記

1 ペナルティーマークからのキック時に、GKの着用する服装は次の2つの要件を満たすものとなる。(JFAの通達通りで変更はない。)

- (1)他の競技者、主審及び副審と区別がつく色のもの
- (2)その競技者の番号が明確に表示されるもの

2 適用例

ゴールキーピングが得意なフィールドの競技者(FP)にGKを務めさせるなど、戦術的な理由でGKとFPが交代する場合、

◆FPは、他の競技者や審判員と区別された色で、その競技者の番号が表示された服(ジャージーまたはシャツ)を着用し、GKとなる。

その際、ショート及びストッキングについてはFP時のままでよいこととする。

◆FPと代わったGKの服装については、味方のFPと同じ色の服(ジャージーまたはシャツ)を着用する。番号は試合中につけていたものと同じものであること。

ショート及びストッキングについては、着替える必要はない。

3 例外

GKの負傷退場などにより、緊急避難的にFPがGKになる場合については、他の競技者等と区別される服装であるならば、その競技者の番号等の表示は義務付けるものではない。(通常の試合時間内及び延長戦も同様)